

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成30年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 266,850 千円

（歳出） 地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 266,850 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,049,406	735,070			54,076	260,260
	乳幼児・児童医療費	100,838	17,407		24,926	10,065	48,440
	保育所運営費	341,606	328		45,391	50,902	244,985
	計	1,491,850	752,805		70,317	115,043	553,685
社会保険	国民健康保険会計繰出金	373,674	170,646			34,928	168,100
	介護保険会計繰出金	577,827	8,739			97,902	471,186
	計	951,501	179,385			132,830	639,286
保健衛生	予防費	85,826				14,765	71,061
	妊婦・乳児健康診査	24,812	327			4,212	20,273
	計	110,638	327			18,977	91,334
合計		2,553,989	932,517		70,317	266,850	1,284,305